

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和元年6月21日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時35分 散会

付託事件

議案第57号，議案第59号，議案第60号，議案第64号中別表中歳出，議案第65号，報告第27号中第1表中歳出及び第2表継続費補正，報告第28号中第1表中歳出及び第2表継続費補正，報告第29号，報告第30号，報告第31号，報告第32号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 議案第59号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出
- ⑤ 議案第65号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）
- ⑥ 報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正
- ⑦ 報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正
- ⑧ 報告第29号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ⑨ 報告第30号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑩ 報告第31号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑪ 報告第32号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	保健福祉部 副部長兼 福祉事務所 副所長	田中誠一君
保健福祉部 技監	前田亨君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	小泉直紀君	消防次長	石川隆君
消防本部参事	鈴木豊君	消防本部参事	小林光宏君
北消防署長	大内康弘君	南消防署長	勝村俊則君
消防総務課長	箕輪重美君	火災予防課長	櫻井祐一君
消防救助課長	青木剛君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	橋義孝君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 放課後 児童課長	菊池浩康君
総合教育研究 所長	萩谷孝男君	学校管理課長	鎮目英俊君
学校保健給食 課長	大和敦子君	学校施設課長	和田英嗣君
生涯学習課長	野澤昌永君	歴史文化財 課長	白石嘉亮君
中央図書館長	松本崇君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

議事課長	永井誠一君	書記	嘉成将大君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、秋葉副市長より自己紹介をお願いいたします。

○秋葉副市長 おはようございます。

副市長の秋葉でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第57号ほか10件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第57号ほか10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案等につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について御意見を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

木本委員。

○木本委員 昨日お話ししましたとおり、政令指定都市の長と専門職大学の前期課程を修了した者が追加されるということで、これが追加されたからといって、特にどれだけ新しい人が入るとか、そういったことはわからないということですが、既に待機児童も結構ふえているということで、市長が掲げるこの放課後児童健全育成に関しては、これからより学年とサービスの質を上げていくということですが、なかなか人が集まらないという、いろいろとそういった部分もあると聞いておりますので、この条例が追加されたからといって、昨日の話ではふえるかどうかわからないということですが、さらにこの事業の完成というか、待機児童解消に向けて、質も含めて一層の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第57号について採決いたします。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

田口委員。

○田口委員 この条例の改正につきましては、資料でも説明されておりますが、基準に適合する特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合を追加するということでもありますので、昨日の説明におきましても、民泊施設等にも関連するということでもありますので、よりこの周知徹底を図っていただいで推進に努めていただきたいということを申し上げたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第59号について採決いたします。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第60号について採決いたします。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

ないようですので、議案第64号について採決いたします。

議案第64号中別表中歳出について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第65号について採決いたします。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

田口委員。

○田口委員 昨日も申し上げましたが、この平成31年度の補正予算、さらには30年度の補正予算ということで、教育に関して小学校の施設の整備の事業ということで、千波小学校のトイレ工事が計上されておるわけですが、今やっぱり喫緊の課題であるということから、スムーズな予算執行に努めていただきたい。

また、上大野小学校の長寿命化改良事業ということで、これは本市においても、これから先大規模改修ということではなくて、長寿命化ということで20年先まで維持していこうという中での改良事業であるというふうに理解するところでございますので、学校というのは非常に地域の核の施設でもありますことから、スムーズな安全確保に気をつけていただいて、早い予算の執行をしていただきたいというふうなことを申し上げたいと思っております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 私も報告第27号につきましては賛成をいたしますが、1点だけ要望をお願いします。

小学校のトイレの問題なんですけれども、私は1期目、初めて4年前に議員になったときに視察をした石川小学校で、トイレのにおいが本当に充満して大変なことになっているので、一日も早い改修をとお願いし続けて4年間過ぎました。ぜひとも、千波小学校のように配管までやらないとどうしようもない状態になっているはずなので、できるだけスピードアップしていただきたいということをお願いいたしまして、賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、報告第27号について採決いたします。

報告第27号中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、報告第27号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第28号について採決いたします。

報告第28号中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、報告第28号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第29号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 報告第29号 専決処分につきましては承認しかねるので、反対をいたします。その立場で一言申し上げさせていただきます。

昨日も確認いたしましたが、課税限度額の引き上げについては、ほぼほぼ毎年のように行われております。今回も引き上げによって1,950万円程度の増ということですが、私どもは水戸市の国保会計は黒字が続いており、一昨年度末7億8,000万円、昨年度末も2億7,000万円の黒字が見込まれているということ。私は今2期目ですが、1期目4年間ずっと黒字の報告を受け続けております。この黒字を活用して国保税は引き下げこそするべきという立場ですので、この報告は承認しかねます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第29号について採決いたします。

報告第29号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、報告第29号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第30号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、報告第30号について採決いたします。

報告第30号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、報告第30号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第31号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第31号について採決いたします。

報告第31号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、報告第31号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第32号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の

特例に関する条例の一部を改正する条例) について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、報告第32号について採決いたします。

報告第32号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、報告第32号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第57号ほか10件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 審議の過程で各委員から意見が出ていると思うので、すみません、それも加味して報告書をつくっていただくことだけお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 はい、わかりました。そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、貴重なお時間をおかりしまして、福祉総務課から水戸市プレミアム付商品券事業について、福祉総務課提出資料により御報告させていただきます。

初めに、事業の趣旨でございますが、令和元年10月に予定されております消費税・地方消費税引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行、販売等の事業を水戸商工会議所等との協働により実施をするものでございます。

次に、事業の概要でございますが、商品券の名称は、水戸市プレミアム付商品券、割引率は20%、額面1セット5,000円のを4,000円で販売するものでございます。発行数は22万セット、発行総額面額は11億円でございます。

なお、商品券は、購入者が使いやすくするように、1枚500円で10枚1セットとなっております。

次に、購入対象者は、低所得者として今年1月1日を基準とし、令和元年度市民税非課税者で、同一家族の場合には、非課税者全員が対象となりますが、市民税課税者と生計同一の配偶者や扶養親族、生活保護被保護者等が対象外となっております。

また、子育て世帯主といたしましては、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主が対象となります。

次に、購入方法として、市民税非課税者の方については、市から7月中旬に対象予定者に購入希望申請書をお送りし、返信された申請書の内容を確認後、9月中旬に市から発送する購入引換券により商品券を購入していただきます。

また、子育て世帯主につきましては、住民基本台帳データから抽出した対象者に直接9月中旬に購入引換券を送付し、商品券を購入していただきます。

購入期間は、10月1日から来年の1月31日までの4カ月間で、1セットずつ5回に分けて購入することも可能となっております。

購入場所は、市内取扱所で現在調整中でございますが、取り扱いの選定に当たりましては、購入期間が4カ月間と長期間にわたり5回に分けて購入することができること、高額となる売上金を扱うこと、商品券の保管・管理や売上金の集金面での安全性が高いこと、購入者が購入しやすいよう市内の広範囲に取扱所があることなどを考慮しながら取扱業者を選定し、現在、契約内容の協議を進めているところでございますが、取扱業者につきましては、郵便局を予定してございます。

購入上限といたしましては、市民税非課税者は1人5セットまで。例えば3人家族の場合には、15セットまで購入することができます。また、子育て世帯主は、同一世帯の対象児童数に5セットを乗じた数までになり、2人の対象児童がいる場合には10セットまで購入することができます。

さらに、市民税非課税者で夫婦2人と対象児童が2人いる家族の場合には、非課税分として4人で20セット、子育て分として10セット、合わせて30セットまで購入することができます。

次に、使用方法でございますが、使用期間は10月1日から来年の1月31日までの4カ月間で、使用店舗は、水戸商工会議所などが5月1日から市内の店舗の事業所などを対象に募集をし、現在、デパートやスーパー、個人の飲食店など、約500店を超える店舗の登録がございまして。

最後に周知方法でございますが、「広報みと」の7月15日号や市ホームページへの掲載、国で作成するポスターやチラシにより広報する予定で、より多くの方々に商品券を購入していただくよう周知に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ、財源は全額国ですか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 財源につきましては、全額国の補助金でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、印刷物とか何かも含め、事務手数料も含めて国が出すということですね。

はい、わかりました。

それから、ここに子育て世帯主と書いてあって、5セットかける同一世帯の対象児童数というんだけど、例えば、5人子どもがいた場合に、世帯主が1人いるから6になるよね、カウントは。そうすると、その5倍買えるということですか、30セット。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 子育て世帯の場合には、対象児童の数に5セットを掛けるということで、世帯主はこの対象となりません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、児童数だけということ。それから、販売店なんだけれども、先ほど郵便局ということが課長のほうから報告があったんだけど、これは郵便局のみで決定したんですか。それとも何か、以前だと例えば量販店のプレイガイドとか、商工会議所のそういうところとか、そういうふうな形だったと思うんですけども、その辺については特定郵便局とか、それとも普通の郵便局も含めて郵便局と名のつくところは、簡易郵便局でもどこでも扱っているということですか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成27年度スーパープレミアム商品券のときには、商工会議所の会員ということで、大型店とかスーパーなど31店舗で5日間という引換券の期間があったんですけども、今回、4カ月間にわたりまして5回にわたって購入できるということもございまして、商工会議所とお話をした結果、商工会議所の会員のほうの店舗では扱いが難しいということもございました。そういった経緯がございまして、交渉中ではございますが、一応、郵便局——簡易郵便局を除く34局ということで、今交渉しているところでございます。

○袴塚委員 交渉中ということね。決まったわけじゃないのね。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 まだ契約は締結しておりません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 わかりました。

それで、今5回に分けて買うということが可能ですよということなんだけれども、発行されるのは22万セットで、もう頭打ちで決まっていますよね。例えば5回買えるよというので安心して、買おうと思ったら、実際には2回買ったならばあとなくなっちゃったというようなことも起き得るんだと思うんだけど、この辺については、その世帯がそもそもわかっているの、その世帯が買うものは5枚確保しているということなんですか。それとも、あれば5回買えるけれどもなくなったら終わりだよという売り方なのか、その辺で説明が随分違うと思うんだ。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 まず、対象となる非課税世帯につきましては、前回の臨時福祉給付金の過去の実績もございまして、約5万2,000世帯と見ております。また、子育て世帯については、7,800人ということで、それに5回分を掛けて約21万7,000セットということで発行数を22万セットとして見込んでございます。

すみません、非課税世帯については5万2,000世帯のうち約70%、子育て世帯については90%購入見込みということで、21万7,000セットと見込んで発行をする予定でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今の足し算でいって、これまでの使用回数を割り返していくと、数千セット余るよね。これについては、どんなふうを考えているんですか。余計にいるような人がいれば売るので、それとも売らないの。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 これにつきましては、非課税世帯と子育て世帯が対象ということになっておりますので、たとえ余ったとしても、ほかの方に販売ということは一切するものではございません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 最後にします。

要するに、例えば発行数22万セットを用意しているよと、で、市役所としては、マックスを計算したらばそのくらい必要だろうということなんだけれども、実際の使用数というのは、掛ける幾つとかという数字もあるので、当然余るということも想像して22万セットあれば足りると、そういうことの計算をして22万セットというものを出したということですね。そうすると、買えない人はいないと、誰も。5セットは対象者は全部買えると、こういう考え方でいいんですね。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 販売見込数は、非課税世帯の場合は70%、子育て世帯は90%と見込んでございますので、過去のスーパープレミアム商品券とか臨時福祉給付金の実績などからして、その見込みが妥当ということで、そういうふうに想定して22万セットで発行するというところでございます。

○袴塚委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 確認したいと思いますが、今袴塚委員からもございましたけれども、この子育て世帯主というのは、ここに説明が書いてあるのは、3歳ちょっとの子が属する世帯の世帯主ということは、購入するときの説明では、例えば夫婦2人と子どもが3人という場合に、3人全員が該当するのか、あるいは3歳半までの子の人数が該当するのか、ちょっと聞きたい。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 対象の児童につきましては、この生年月日、令和元年9月30日までに生まれた方ということで、それ以上の方は対象とならないということです。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、3人いても2人しか対象にならない場合もあると。

それと、市民税非課税者ということであるけれども、その中で生計同一の配偶者は該当にならないということね。その配偶者、扶養親族、ここに書いてあるとおり。そうするとお子さんがいない場合は、1名のみになるわけですね。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 あくまでも市民税が非課税の方ということで、こちらの市民税課税者に扶養されている方々は対象とならないということでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、市民税非課税者、世帯別でありますね。そうすると、世帯のかなり高齢の方が世帯主となっていて非課税の方がおりますよね。その方も、例えば施設等の関係とか、全部対象になるんですか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 施設に入所されている高齢者の方は、その世帯として非課税者であれば対象となります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 最後に、この店舗事業所などの募集を今しているということでありますけれども、勉強不足でわからないですけれども、この協力店は何かメリットがあるんですか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問ですけれども、メリットとして考えられるのは、この商品券を取り扱えるということで、それだけ販売が見込めるというようなメリットが考えられます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、1点だけ。

国の事業ということで、実際に10月から消費税が上がったりして軽減税率も始まると思うんですけれども、これは各市町村に対する国の施策ですか。そういうことは、いわゆる全国全部の市町村でやるという事業。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 この事業につきましては、国の事業として全市町村が対象で実施するものでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうなんだ。水戸市内だけですよね、チケットを使えるのは。じゃ、これ、田舎の村とか、お店のないところだったら、商店とかになるのかな。そんなことを課長に聞いても仕方がないけれども。これは基本はスーパープレミアム商品券のときの経験から、これはちょっと違いますけれども、やっぱり基本は日常生活のそういったものを買うということが、消費としては今までの傾向としては高いんですかね。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 今回は、やはり非課税世帯とか子育て世帯を対象としてございますので、商品券につきましても1枚500円から使えるということで、平成27年のときのスーパープレミアム商品券については1,000円券で販売いたしましたけれども、今回はあくまでも福祉的な要素もございまして、こういった非課税世帯とか子育て世帯を対象としたものでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 はい、わかりました。

一応これは参考までに、今回これをやるということはいいいんですけれども、今後の参考として、これってちなみに水戸市で上乗せすることとかは制度上は可能なんですか、本当は。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 制度上は上乗せは可能となっておりますけれども、水戸市は国から示されたような内容で実施をする予定でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。恐らくこれからプレミアムなのかスーパーなのか、いろいろと今度は出てくるでしょうから、ぜひ今後の参考のためにもデータをとっていただいて、何かしらの次の施策にも反映できるように、いろいろと事業として精査していただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、1つだけ聞きたいんですけども、子育て世帯主のほうで、お子さんが9月30日までに生まれた子ということなんだけれども、売っている期間は来年の1月まで売っているわけですよ。10月1日からその1月の間に生まれたお子さんは、どうして入れないのかな。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 9月30日までという基準につきましては、国のほうから示されているのが9月30日までに出生する方というふうになっているからでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

それでは、この件については終了したいと思います。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に平成31年第1回定例会における閉会中所管事務調査一覧表の写しを配付しておりますが、この内容のとおり当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、7月の委員会でございますが、7月9日火曜日及び10日水曜日の2日間を予定しております。

7月9日につきましては、午前9時30分に開催し、出席説明員を除いた係長以上の役付職員の紹介、主要事務事業の概要説明、報告案件の説明及び質疑等を行い、10日については、午前10時に開会した後、所管施設視察を実施する予定でありますので、よろしく願いいたします。

なお、所管施設の視察先等日程の詳細については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分 散会